

「平成 28 年度環境配慮型融資促進利子補給事業」よくある質問と回答
(Q&A 集:ver.1)

<質問項目一覧>

交付規程第 3 条 (交付の対象となる融資)

- 1-1. 利子補給金総額はいくらですか。
- 1-2. 途中で募集を終了することはありますか。
- 1-3. 融資上限額はいくらですか。
- 1-4. どのような事業への融資が利子補給の対象となりますか。
- 1-5. 環境配慮型融資の商品とはどのような融資ですか。
- 1-6. 利子補給期間は何年ですか。
- 1-7. 新規融資と継続融資との違いを教えてください。
- 1-8. いつまでの融資が交付申請の対象となりますか。
- 1-9. 交付規程第 3 条 (1) オの「融資の開始の日」とは具体的にいつの日を指しますか。
- 1-10. 変動金利は対象となりますか。
- 1-11. 複数行でのバイラテラル方式による融資案件は利子補給対象となりますか。
- 1-12. シンジケートローンの内容はどのようなものですか。
- 1-13. 環境配慮型融資の商品化を検討していますが参考になる資料はありますか。
- 1-14. 1 年以内の据置期間が認められていますが具体的にはどのような返済になりますか。
- 1-15. 金銭消費貸借契約前に工事が完了した案件でも利子補給の対象となりますか。
- 1-16. 工事完了期限を越えた場合はどのように対応すべきですか。
- 1-17. 全ての工事が一体のものであり一貫性があるとはどのようなケースですか。
- 1-18. 学校法人や医療法人等に対する融資案件は利子補給の対象となりますか。
- 1-19. 社会福祉法人や NPO 法人が介護福祉施設を運営していることがあります。その団体が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象となりますか。
- 1-20. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人が地球温暖化対策のための設備投資に対する融資案件は利子補給の対象となりますか。
- 1-21. 信用保証協会による保証付融資は利子補給の対象となりますか。
- 1-22. 資金使途及び工事完了の確認はどのようにすればいいですか。

交付規程第4条(利子補給金の交付の申請者)

2-1. 利子補給金の交付先はどこになりますか。

交付規程第5条(利子補給金の交付額の算定方法)

3-1. 利子補給金交付額の算定で小数点以下はどう処理しますか。

交付規程第6条(融資計画書の提出)

- 4-1. 融資計画書の提出はいつからできますか。
- 4-2. 設備投資事業計画書に係る資金使途欄はどのように記載すればいいですか。
- 4-3. 設備投資事業計画書に添付する見積書の写しはどのような見積書が必要ですか。
- 4-4. 設備投資事業計画書に添付する見積書の写しについて提出が困難な場合はどうすべきですか。
- 4-5. 設備投資事業計画書の中核設備とはどのようなものですか。
- 4-6. 中核設備の詳細な仕様等とはどのようなものですか。
- 4-7. 設備投資事業計画書の費用対効果欄はどのように記載すればいいですか。
- 4-8. 融資計画書提出前に事前相談できますか。
- 4-9. 融資契約の金利に上下限の制限はありますか。
- 4-10. 分割融資は利子補給の対象となりますか。
- 4-11. 手許資金での支払分を利子補給対象融資に含めてもいいですか。
- 4-12. つなぎ融資の資金は利子補給対象融資に含めてもいいですか。
- 4-13. CMSでの融資案件は利子補給対象となりますか。
- 4-14. CMSの場合、誓約範囲を事業所単位にすることはできますか。
- 4-15. CMSの場合、誓約達成の考え方はどのようになりますか。
- 4-16. 誓約するCO₂排出原単位、CO₂排出量を把握する範囲はどこまでですか。
- 4-17. 融資計画書でCO₂排出原単位又はCO₂排出量の現況及びその算出根拠に係る資料について指定はありますか。
- 4-18. 誓約期間中のCO₂排出量の算定に当たりCO₂排出係数は固定ですか。
- 4-19. 事業所単位で誓約の場合、当該事業所を新設ビル・新設工場のみで申請はできますか。
- 4-20. 既存の建物があり同一敷地内にビルや工場を新設する場合、当該建物も含め事業所単位で誓約できますか。
- 4-21. 原単位を2つ設定してもいいですか。なお、省エネ法の原単位も2つ設定しています。
- 4-22. 原単位を2つ設定した場合、誓約達成の考え方はどのようになりますか。
- 4-23. 誓約期間は何年ですか。
- 4-24. 誓約はどのように選択すればいいですか。
- 4-25. 誓約の基準年度はいつですか。

交付規程第7条(利子補給金の交付方針の決定)

- 5-1. 申請案件の審査はどのような順番で行いますか。
- 5-2. 途中で募集が終了となった場合の審査順はどうなりますか。

交付規程第8条(交付申請)

- 6-1. 交付申請書等の利子補給期間・利子補給金額はどの数字を記載すべきですか。
- 6-2. 継続融資のみの場合でも交付申請書の提出は必要ですか。提出期限はいつまでですか。
- 6-3. 金銭消費貸借契約書に貸付利率を記載する欄がない場合はどうしたらいいですか。
- 6-4. 金銭消費貸借契約書の貸付利率欄は通常の金利を記載していいですか。
- 6-5. 誓約書の書式は指定金融機関で作成していいですか。
- 6-6. 第2項(4)環境配慮型融資に係る評価結果の概要提出はシローンのアレンジャー行からだけでいいですか。

交付規程第13条(交付請求)

- 7-1. 9月10日、3月10日の概算払日が休日の場合はいつ振り込まれますか。

交付規程第14条(払込み)

- 8-1. 概算払いで当協会が必要であると認める場合とはどのような場合ですか。
- 8-2. 振り込み先の口座を複数指定することはできますか。

交付規程第15条(融資条件等の変更)

- 9-1. 融資条件等変更承認申請書を提出しなければならないときとはどのようなときですか。
- 9-2. 交付方針決定通知後、利子補給額が減額となる変更は認められますか。
- 9-3. 交付方針決定通知後、融資額の変更は認められますか。

交付規程第18条(事業状況の報告)

- 10-1. 協会から事業状況報告書の提出依頼の案内はありますか。
- 10-2. 毎年度の事業状況報告書提出の際、CO₂排出量削減に係る根拠資料の提出は必要ですか。
- 10-3. 事業効果報告書を提出済(誓約達成済)の場合、以降も事業状況報告書の提出は必要ですか。

交付規程第19条(交付決定の取消)

- 11-1. どのような場合に交付決定が取り消されるのですか。
- 11-2. 「その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更」とはどのような場合ですか。
- 11-3. 「指定金融機関の責めに帰すべき事情による場合」とはどのようなケースですか。
- 11-4. 「やむを得ない特段の事情」とはどのようなケースですか。

交付規程第20条(利子補給金の返還)

12-1. 誓約内容の未達成割合に応じて利子補給金の返還を行う場合、その返還金額はどのように算出されますか。

交付規程第21条(利子補給金の経理等)

13-1. 「指定金融機関は、区分した経理・・・その他の関係書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。」とはどのようなことですか。

交付規程第22条(調査等)

14-1. 指定金融機関に対する協会の調査等はどのような場合に行われますか。

その他

15-1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する予定の事業に対する融資案件は、利子補給の対象となりますか。

15-2. 他の補助金との併用は可能ですか。

15-3. グリーン投資減税等との併用はできますか。

15-4. 継続案件のみの場合、指定金融機関に応募する必要がありますか。

15-5. 利子補給期間終了後に融資期間の短縮や金利を変動に変更することなどは可能ですか。

15-6. 過去、協会に造成された環境配慮型融資に係る基金、又は環境省が実施していた類似の利子補給事業により利子補給金を受けており、既に誓約を達成している事業者への融資は対象になりますか。

15-7. 事業者が合併やM&A、会社分割、事業再編等を行った場合はどうなりますか。

本Q&A集は、公益財団法人 日本環境協会（以下「当協会」という。）が制定した平成28年度環境配慮型融資促進利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）に規定されている手続き等について、金融機関からの質問を想定し回答を記載したものです。よって、今後事業を運用していく中で、質問項目の追加や回答内容の改定等を行うことがあります。その際は、都度、指定金融機関に連絡をしますので変更箇所をよく確認してください。

なお、環境省の平成28年度事業において「環境リスク調査融資促進利子補給事業」（執行団体：一般社団法人 環境パートナーシップ会議）が実施されています。この事業は、政策目的等が異なる別事業であり、運用方法等が異なる点がありますので、ご了承ください。

交付規程第3条(交付の対象となる融資)

1-1. 利子補給金総額はいくらですか。

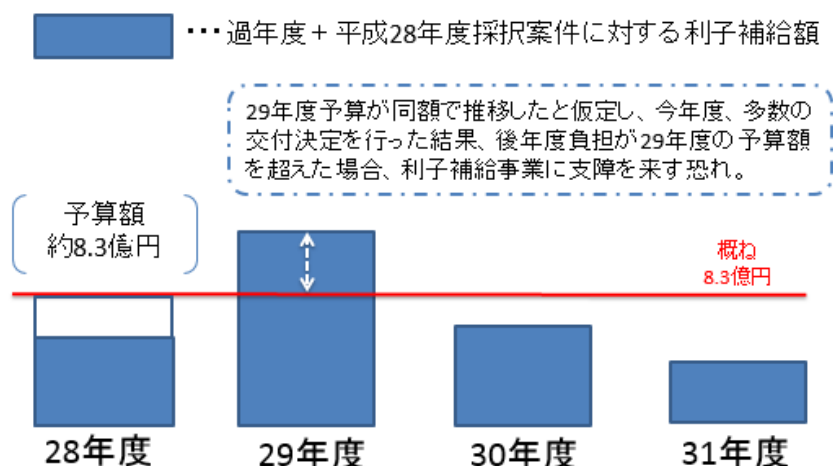
【答】

平成28年度は約8億3千万円で、過年度に採択された案件に係る利子補給金約6億1千万円を含みます。

1-2. 途中で募集を終了することはありますか。

【答】

途中でも募集を終了することはあります。本Q&A集1-6に記載のとおり、利子補給金の交付は、毎年度の予算措置を前提として、最大3年間（一部の継続融資を除く）、利子補給が行われますが、今年度に予算措置された利子補給金総額（約8億3千万円）は、今年度に必要な利子補給金の交付を行うための予算であり、平成29年度以降に交付する利子補給金（以下「後年度負担」という。）については、各年度の予算措置が前提となります。よって、今年度多数の交付決定を行った結果、例えば、後年度負担が平成29年度の予算額を超え、利子補給事業の実施に支障を来す事態等が発生することも想定されます。そのような事態を避けるため、平成29年度の予算措置の状況等により、今年度の途中で募集を終了することがあります。



1-3. 融資上限額はいくらですか。

【答】

30億円です。なお、融資上限額に算入できる範囲は、本Q&A集1-12をご参照ください。

1-4. どのような事業への融資が利子補給の対象となりますか。

【答】

地球温暖化対策のための設備投資に対する融資が対象です。よって、二酸化炭素吸収源対策への融資は対象外となります。また、新規融資に関しては、当協会から新規融資に係る指定金融機関として採択された金融機関（以下「指定金融機関（新規融資）」という）が、環境配慮型融資（本Q&A集1-5を参照）を行うこと、シンジケートローン（以下「シローン」という。）の幹事行となり他の金融機関に対して環境配慮型融資に係る知見の提供等を行うことが必要です（詳細は、交付規程第3条を参照）。

1-5. 環境配慮型融資の商品とはどのような融資ですか。

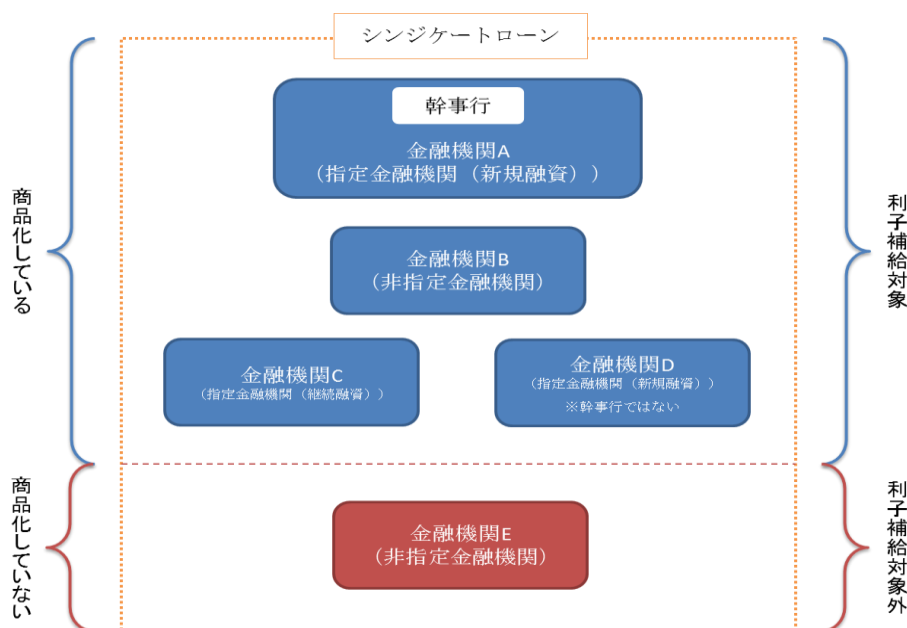
【答】

・環境配慮型融資の商品

交付要綱第2条第二号に定める環境配慮型融資で、金融機関が融資を受けようとする者の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資を指しており、交付規程別紙1に定める環境配慮型融資の水準を求めるものではありません。資金使途が省エネ投資等環境関連になっているとか、融資先がISOを取得している等の場合であっても、環境評価・格付を行い、金利変動する融資をしていなければ環境配慮型融資の商品としては認められず、利子補給の対象にはなりません。

・利子補給の対象となる金融機関

環境配慮型融資を商品化している金融機関が利子補給の対象となります。交付申請時時点において事業者が当該環境配慮型融資を利用できる状態にある金融機関（指定金融機関及び指定金融機関を幹事行とするシローン構成行）に限ります。よって「商品化」の条件を満たしていれば、継続融資に限って採択された金融機関（以下「指定金融機関（継続融資）」という。）や、幹事とならない指定金融機関（新規融資）も利子補給金の対象となる融資上限額に含めることができます。



1-6. 利子補給期間は何年ですか。

【答】

利子補給期間は環境配慮型融資促進利子補給事業実施要領(平成27年4月1日付け環政経発第1504014号第3(1)の規定に基づき、毎年度の予算措置を前提として、当該融資の開始の日から起算して3年を経過するまでの間(ただし融資期間を超えないものとする。)となります。ただし、今年度に予算措置された利子補給金総額は、今年度に必要な利子補給金の交付を行うための予算であることから、本予算は、平成28年度分となります。

1-7. 新規融資と継続融資との違いを教えてください。

【答】

新規融資は、交付規程第3条第1項(1)に掲げる要件の全てを満たす融資となります。継続融資は、環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)交付要綱(平成27年4月1日付け環政経発第1504013号)に基づく環境配慮型融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成27年度に協会から利子補給金の交付を受けた融資です。

1-8. いつまでの融資が交付申請の対象となりますか。

【答】

融資の開始の日が原則として平成29年1月25日までのもので、第1回目の単位期間を3月10日までとする案件が対象となります。

1-9. 交付規程第3条(1)オの「融資の開始の日」とは具体的にいつの日を指しますか。

【答】

指定金融機関から融資先事業者に貸付金が入金される日です。

1-10. 変動金利は対象となりますか。

【答】

固定金利のみとし、利子補給期間中に金利が変動する融資は対象外となります。

1-11. 複数行でのパイラテラル方式による融資案件は利子補給対象となりますか。

【答】

CO₂排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、融資先事業者における同一の事業に対して、複数の交付決定は行いません。融資先事業者における同一の事業に対し、複数の指定金融機関が交付申請した場合は、先着順とします。

1-12. シンジケートローンの内容はどのようなものですか。

【答】

「指定金融機関(新規融資)」が幹事となり、他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づくシローンであって、当該シローンに参加する他の金融機関(以下「参加金融機関」という。)に対し、幹事となる指定金融機関(新規融資)が環境配慮型融資に係る知見の提供等を行う融資が利子補給対象となります。

また、シローンにおける融資額が融資上限額(30億円)の範囲内であり、そのうち幹事となる指定金融機関(新規融資)及び環境配慮型融資を商品化している参加金融機関で構成される部分については対象とします。

<シローンに参加できる金融機関>

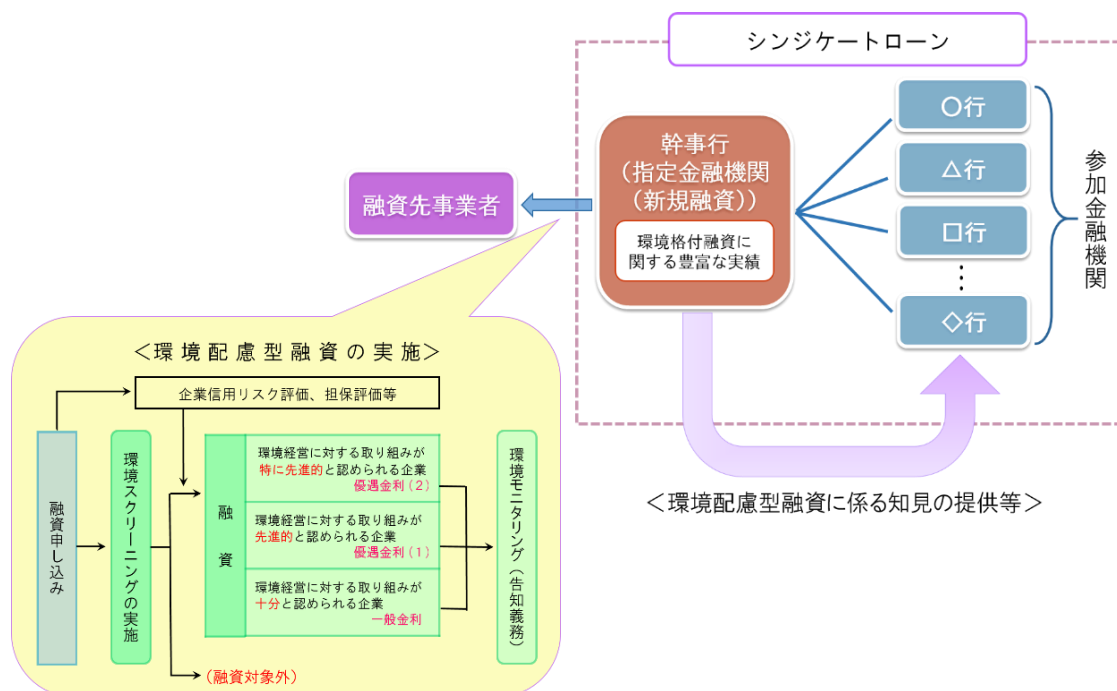
指定金融機関及び環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)交付要綱(平成27年4月1日付け環政経発第1504013号)の第2条第一号に定める金融機関です。ただし、利子補給の対象となる金融機関は本Q&A集1-5の通りです。

<シローンの契約書に記載する融資金額>

利子補給対象融資金額を記載し、利子補給対象外の融資がある場合は区別して記載してください。

<指定金融機関のアレンジャー行とエージェント行の役割>

- ① アレンジャー行（シローン組成幹事行）とエージェント行（事務取りまとめ行）は、原則として同一の指定金融機関とし、参加金融機関に対して参加の打診、インフォメーション・メモランダムを作成・送付、シローン契約書の作成・交渉、契約書の調印などを行います。
- ② 幹事行は参加金融機関に対して環境配慮型融資に係る知見の提供等を行います。
- ③ 利子補給金の交付は、原則としてエージェント行に対して行うこと（名宛人はエージェント行のみ。）としますので、エージェント行は利子補給金を他の金融機関（環境配慮型融資を商品化している参加金融機関）に適切に分配を行います。



1-13. 環境配慮型融資の商品化を検討していますが参考になる資料はありますか。

【答】

環境省総合環境政策局環境経済課において「環境格付融資に取り組むためのナレッジ集」（平成27年3月）が作成・公表されています。なお、掲載内容に係るご質問等については、環境省総合環境政策局環境経済課にご連絡をお願いいたします。

○ 環境格付融資に取り組むためのナレッジ集(平成27年3月)

http://www.env.go.jp/policy/kinyu/kakuzukeyusi_sokusin/mat03_1-1-1.pdf

1-14. 1年以内の据置期間が認められていますが具体的にはどのような返済になりますか。

【答】

1年間の据置期間が設定された場合、融資の開始の日から1年を経過した後に最初に迎える単位期間の末日から元金の返済を開始していただきます。具体例は巻末別紙1のとおりです。

1-15. 金銭消費貸借契約前に工事が完了した案件でも利子補給の対象となりますか。

【答】

対象外です。

1-16. 工事完了期限を越えた場合はどのように対応すべきですか。

【答】

遅延がわかった時点で当協会に遅延理由をご報告ください。なお、工事の遅延は交付決定の取消事由となる場合があります。工事の完了時期は本事業に係る交付要件の一つとなっていますので、工事の進捗状況は指定金融機関において必ずご確認ください。なお、新規融資の場合は、交付規程第3条（1）カにおいて平成30年3月31日までに工事を完了することが要件になっています。

1-17. 全ての工事が一体のものであり一貫性があるとはどのようなケースですか。

【答】

申請案件に係る工事の時期、設備場所、設備の種類、事業者における設備投資の計画上の位置づけ等を総合的に勘案し、当協会にて個別に判断します。判断に迷う場合には、当協会まで個別にご相談ください。

一体性、一貫性があると認められる事例

- ・複数の店舗を有する事業者が、同時期に複数の店舗で高効率な照明や空調機器に更新するケース。
- ・同一の設備投資等の位置づけで、省エネタイプの新店舗建設と既存店舗の設備更新を実施するケース。

1-18. 学校法人や医療法人等に対する融資案件は利子補給の対象となりますか。

【答】

本事業では民間事業者が行う事業を対象としております。よって、融資先事業者が民間事業者であれば対象になります。（学校法人及び医療法人である場合は、国公立は対象外となります。）

1-19. 社会福祉法人やNPO法人が介護福祉施設を運営していることがあります。その団体が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類（社会福祉法人或いはNPO法人等）を当協会にご連絡ください。

1-20. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人が地球温暖化対策のための設備投資に対する融資案件は利子補給の対象となりますか。

【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類（一般社団法人等）について当協会までご連絡ください

1-21. 信用保証協会による保証付融資は利子補給の対象となりますか。

【答】

利子補給の対象となります。ただし、信用保証料に充てることはできません。また、融資先事業者が返済困難になり、信用保証協会から代位弁済を受ける場合等であっても、交付規程第19条第1項（5）の取消事由に該当し、利子補給金の返還を命じる可能性があります。

1-22. 資金使途及び工事完了の確認はどのようにすればいいですか。

【答】

金融機関における資金使途及び工事完了の確認方法で確認してください。

交付規程第4条(利子補給金の交付の申請者)

2-1. 利子補給金の交付先はどこになりますか。

【答】

原則としてシローンのエージェン特行に対して行います。(名宛人はエージェン特行のみ。)シローンのエージェン特行は、利子補給金を他の金融機関(環境配慮型融資を商品化している参加金融機関)に適切に分配してください。このため、融資先事業者に帰責される事由により交付取消となった場合であっても、交付した利子補給金の返還義務は、シローンのエージェン特行が負うこととなります。

交付規程第5条(利子補給金の交付額の算定方法)

3-1. 利子補給金交付額の算定で小数点以下はどう処理しますか。

【答】

貸付残高に利子補給率を乗じた後、小数点以下は切り捨てとします。

交付規程第6条(融資計画書の提出)

4-1. 融資計画書の提出はいつからできますか。

【答】

当協会と指定金融機関との間で協定書が締結された後で、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約書を締結する日の2ヶ月前から10営業日前までの間にご提出ください。なお、金銭消費貸借契約の契約日が融資計画書に記載されている予定日より遅れる場合や、当初の見込みより利子補給金額が変わる場合などの際には、判明した時点で必ず当協会にご連絡ください。金銭消費貸借契約の契約日が予定日より1ヶ月以上遅れる場合などは、交付方針の決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

4-2. 設備投資事業計画書に係る資金使途欄はどのように記載すればいいですか。

【答】

利子補給の対象となる融資の資金が、地球温暖化対策のための設備投資に適切に使用されることを本欄の記載内容等から確認するため、工事地点や工事期間、設備の名称及び費用(複数ある場合は、設備ごとに記載すること。)、当該設備がどのようにCO₂排出量の削減に寄与するか(必要に応じ、当該設備のパンフレット等概要が分かるものを別添すること。)等を記載してください。なお、様式に収まらない場合は、巻末別紙3を参考に、別添資料を作成してください。

4-3. 設備投資事業計画書に添付する見積書の写しはどのような見積書が必要ですか。

【答】

地球温暖化対策のための当該設備投資に係る工事請負業者等からの見積書の写しをご提出ください。なお、見積書が複数の設備等をまとめた一式となっている場合、添付資料等からCO₂排出量等の削減効果を確認できるときは、当該見積書の明細等は不要とします。

4-4. 設備投資事業計画書に添付する見積書の写しについて提出が困難な場合はどうすべきですか。

【答】

交付申請時での提出も可とします。
その場合は、融資審査の際に資金使途確認のために用いた書類(資金使途証明書等)を用意いただき、交付申請時までに見積書の写しをご提出ください。ただし、見積書の写しを当協会にて確認した結果、不備が認められる場合は、交付決定の取消を行うことがあります。

4-5. 設備投資事業計画書の中核設備とはどのようなものですか。

【答】

利子補給を受けた融資により導入される設備等のうち、CO₂削減効果が大きい設備等を指します。本事業は、事業者又は事業所単位でのCO₂排出量の削減を図るため、融資先事業者によるCO₂削減効果の「誓約」を求めており、その達成状況によって、本事業の効果等を評価・検証することとされていますが、本事業によって導入される設備等の直接的なCO₂削減効果についても評価・検証ができるよう、中核設備に係る詳細な仕様等の情報の提出を求めています。

ただし、融資金の資金使途が多数の設備・場所に及ぶこと等も想定されるため、指定金融機関及び融資先事業者の事務負担を考慮し、主な中核設備（CO₂削減効果が大きいと想定される主要な設備等を3つ程度、設備毎のCO₂削減効果の比較が困難な場合は、設備費等の金額を基準とすることも可）を報告対象としています。

なお、報告対象となる中核設備の例としては、以下が想定されます。

	中核設備	
	分類	該当例
空調	エアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗・オフィス用エアコン ・ 設備用エアコン ・ ビル用マルチエアコン
	ヒートポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスヒートポンプ ・ 高温水ヒートポンプ ・ 循環加温ヒートポンプ ・ 熱風ヒートポンプ ・ 蒸気発生ヒートポンプ
熱源	冷温水器・冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収式冷温水器 ・ 吸収式冷凍機 ・ 空気冷媒方式冷凍機 ・ 自然冷媒冷凍機 ・ ターボ冷凍機 ・ スクリュー冷凍機 ・ 吸着式冷凍機 ・ 業務用冷凍冷蔵庫
	ボイラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温水ボイラ ・ 蒸気ボイラ
	給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜熱回収型給湯器 ・ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器
	加温・乾燥設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用乾燥機 ・ 熱処理炉・工業炉 ・ リジェネレイティブバーナ
	チラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空冷ヒートポンプチラー ・ 水冷ヒートポンプチラー
動力	コンプレッサー	—
	ポンプ	—
	ファン	—
その他	モータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導モータ ・ 永久磁石同期モータ
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED照明器具
	コージェネレーション設備	—
	建機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧ショベル (内燃機関型、ハイブリッド型、電動型)
	圧延・裁断機	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギロチン
	電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池 ・ 燃料電池

4-6. 中核設備の詳細な仕様等とはどのようなものですか。

【答】

「中核設備」の詳細な仕様等としては、設備の名称や型式・型番、メーカー名、台数等を想定しています。なお具体的には、巻末別紙4を参考に可能な範囲で情報をご提出ください。

CO₂削減効果の考え方については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）を参考としてください。

また、CO₂削減効果の算定にあたって、ハード対策事業計算ファイルを使用した場合は、エクセルファイルの各シートのアウトプット等も合わせてご提出ください。

○ 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>、ハード対策事業計算ファイル
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html

4-7. 設備投資事業計画書の費用対効果欄はどのように記載すればいいですか。

【答】

下記の計算式を用いて算出してください。

CO₂削減コスト＝利子補給対象の設備投資に係る総事業費÷誓約に係るCO₂削減効果 ※

※ 誓約に係るCO₂削減効果は、「設備投資事業計画書」に記載する「CO₂排出量の推移計画」のうち、誓約基準年度と誓約達成年度(計画)との比較による、CO₂排出量削減率 又はCO₂排出原単位改善率を使用してください。

4-8. 融資計画書提出前に事前相談できますか。

【答】

事前相談を受け付けます。指定金融機関で申請条件等が判断できない場合や、申請書の書き方及び提出書類の確認等についてご相談ください。また個別案件に係る事前相談については、総合的に判断するので詳細な情報の提供をお願いします。ただし、融資計画書及びその添付書類（以下「融資計画書等」という。）の受理順に審査を行いますので、事前相談をもって審査を開始するものではありません。

4-9. 融資契約の金利に上下限の制限はありますか。

【答】

上下限は設けておりませんが、本事業の適用が行われない場合と同条件としてください。利子補給を理由として、通常よりも金利を高く設定することはできません。

4-10. 分割融資は利子補給の対象となりますか。

【答】

対象となりません。

4-11. 手許資金での支払分を利子補給対象融資に含めてもいいですか。

【答】

利子補給金の交付によって、地球温暖化対策のための設備投資を促進するという事業目的等の観点から、手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することは認められません。なお、手形での支払分も手元資金と見做しますのでご注意ください。

4-12. つなぎ融資の資金は利子補給対象融資に含めてもいいですか。

【答】

認めていません。

4-13. CMSでの融資案件は利子補給対象となりますか。

CMS キャッシュマネジメントシステム。企業グループにおいて、親会社や金融子会社等が、グループ全体の現金や流動資産を一元的に管理し、グループ各社で生じる資金の過不足を調整することで、効率的な資金利用を図るもの。

【答】

以下の条件を全て満たす場合には、CMSを利子補給対象とします。

- (1) 資金供給者から設備投資主体への資金の流れを明確にするための証明書類を提出すること。
- (2) 少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を対象とした環境格付を行うこと（それ以外の主体が含まれても可。）。
- (3) CO₂排出削減について、少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を含み、かつ以下4要件を満たした上で誓約をすること。
 - ① 資金供給者及び設備投資主体のCO₂排出量を個別に算出している。
 - ② 誓約期間を通じて算定範囲が固定され、一貫したCO₂排出量の管理がなされる。
 - ③ 融資対象設備がCO₂排出量の削減に寄与する。
 - ④ 資金供給者と設備投資主体との間に事業関連性がある。

4-14. CMSの場合、誓約範囲を事業所単位にすることはできますか。

【答】

資金供給者の誓約範囲は事業者単位としてください。なお、設備投資主体については、事業者単位、事業所単位のどちらでも誓約範囲とすることができるものとします。

4-15. CMSの場合、誓約達成の考え方はどのようになりますか。

【答】

誓約達成の考え方については、以下の2通りのうち、どちらかを選択してください。

- ① 資金供給者、設備投資主体ごとに誓約をし、それぞれが誓約を達成した場合に、全体としての誓約を達成したものとする考え方
- ② 資金供給者及び設備投資主体におけるCO₂排出原単位又はCO₂排出量を合成し、その改善／削減によって、誓約の達成を判断する考え方

ただし、上記の②を選択した場合、資金供給者及び設備投資主体は、CO₂排出原単位又はCO₂排出量のどちらかの誓約内容に統一してください。また、CO₂排出原単位に統一した場合は、本Q&A集4-22の考え方に準じて達成を判断するものとします（具体例は、以下を参照）。CO₂排出量に統一した場合は両者の排出量を単純合計し、その削減率で達成を判断するものとします。

○ 設備投資主体が事業所単位を選択し、CO₂排出原単位5%改善での誓約に統一した場合の例

番号	事業者	事業者ごとのCO ₂ 排出原単位等の計算						
		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) Ⓐ	Ⓐの 構成割合 (%) Ⓑ	CO ₂ 排出量 原単位分母 Ⓒ	CO ₂ 排出量 原単位 Ⓓ=Ⓐ/Ⓒ	基準年度の CO ₂ 排出量 原単位 Ⓔ	CO ₂ 排出量 原単位の対 基準年度比 (%) Ⓕ=Ⓓ/Ⓔ ×100	CO ₂ 排出量 原単位の対 基準年度比 の寄与度 (%) Ⓖ=Ⓑ× Ⓕ/100
1	A社 (資金供給者)	9,500	95	95 販売数量 [単位: t]	100	103	97.1	① 92.2
2	B社のb事業 所 (設備投資主 体)	500	5	50 延床面積 [単位: ㎡]	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		Ⓖ (合計) 10,000	100%	/	/	/	Ⓖ=Ⓓ+Ⓔ 改善率= 100%-Ⓖ	93.9 6.1

⇒ 改善率が基準年度比で5%を超えているため、達成。

4-16. 誓約するCO₂排出原単位、CO₂排出量を把握する範囲はどこまでですか。

【答】

事業者単位と事業所単位が選択できます。

事業者単位とは、法人格の範囲を指し、事業所単位とは、融資の対象となる設備が設置されている事業所を指します。なお、事業所単位を選択する際には、以下の点にご注意ください。

- ・同一敷地内にA・B・Cの3工場とDの事務所がある場合は、A～D全ての建物が対象となります。
- ・異なる敷地A・Bに、それぞれa・b工場がある場合は、a工場、b工場を一つにまとめて、事業所単位として設定することも可能とします。(なお、事業者単位を選択することも可能です。)
- ・なお、上記のどちらの場合であっても、誓約期間を通じて算定範囲を固定し、一貫したCO₂排出量の管理を行ってください。

4-17. 融資計画書でCO₂排出原単位又はCO₂排出量の現況及びその算出根拠に係る資料について指定はありますか。

【答】

原則として巻末別紙5のとおりです。

表紙には、必ず当該資料が誓約単位のCO₂排出原単位又はCO₂排出量に相違がない旨奥書し、融資先事業者名と代表者氏名を記載し代表者の印を押してください。

4-18. 誓約期間中のCO₂排出量の算定に当たりCO₂排出係数は固定ですか。

【答】

変動と固定のどちらでも選択できます。(下記①②のとおり)

いずれを採用した場合にも、誓約を達成するまでは、最初に選択した算定方法を途中で変更することは原則として認められません。

- ① エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)又は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく各企業算定値(最新の排出係数を反映したもの)
- ② 排出係数を基準年度から固定した各企業算定値

4-19. 事業所単位で誓約の場合、当該事業所を新設ビル・新設工場のみで申請はできますか。

【答】

本事業では、過去のCO₂排出量等の実績から誓約基準年度を設定するため、新設ビル・新設工場のみ事業所単位として誓約することはできません。事業者単位で誓約してください。

4-20. 既存の建物があり同一敷地内にビルや工場を新設する場合、当該建物も含め事業所単位で誓約できますか。

【答】

同一敷地内で一貫したCO₂排出量の管理が行われる場合は事業所単位を選択できます。

4-21. 原単位を2つ設定してもいいですか。なお、省エネ法の原単位も2つ設定しています。

【答】

省エネ法で認められている場合、又は事業者の業務において、その内容や性質等が異なるものがあり、原単位をそれぞれ設定することが合理的である場合は選択できます。

(例) 小売業：営業時間で除した数値/本社(管理部門)：延床面積で除した数値

4-22. 原単位を2つ設定した場合、誓約達成の考え方はどのようになりますか。

【答】

省エネ法に基づく定期報告書での考え方に準拠し、以下の通りとします。

- (1) 事業分類ごとのCO₂排出量の構成割合…⑧を算出する。
- (2) 事業分類ごとに、CO₂排出量原単位…⑨及び同原単位の対基準年度比…⑩を算出する。

(3) 事業分類ごとに、「CO₂排出量の構成割合」と「原単位の対基準年度比」を乗じて、事業分類ごとの原単位の対基準年度比の寄与度…⑥ を算出する。

(4) 各事業分類毎の寄与度を合計して、「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」…⑦ を求め、事業者全体の原単位の対基準年度比とする。

基準年度と「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」を比較し、3カ年で3%（又は5カ年で5%）以上改善された場合は達成と見なします。

<例>

番号	事業分類	事業分類ごとのCO ₂ 排出量原単位等の計算						
		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) ①	事業分類ごとのCO ₂ 排出量 構成割合 (%) ②=①/③×100	CO ₂ 排出量 原単位分母 ③	CO ₂ 排出量 原単位 ④=①/③	基準年度のCO ₂ 排出量 原単位 ⑤	CO ₂ 排出量 原単位の 対基準年度比 (%) ⑥=④/⑤×100	CO ₂ 排出量 原単位の 対基準年度比 の寄与度 (%) ⑦=②×⑥/100
1	〇〇販売業	9,500	95	95 販売数量 〔単位：t〕	100	103	97.1	① 92.2
2	主に管理事務を行う本社等	500	5	50 延床面積 〔単位：㎡〕	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		⑧ 10,000	100	/	/	/	⑧=①+② 93.9	改善率=100-⑧ 6.1

4-23. 誓約期間は何年ですか。

【答】

誓約期間は、工事が完了した日が属する誓約単位年度の翌誓約単位年度以降の誓約単位年度（原則として、4月1日から翌年3月31日まで）から起算して3年度又は5年度の間とします。

4-24. 誓約はどのように選択すればいいですか。

【答】

融資計画書の提出までに下記①～④の中から1つ選択し、さらに事業者単位又は事業所単位を選択して、交付規程様式第2別紙1にご記入ください。

- ① 誓約単位年度3年度の間、CO₂排出原単位（排出するCO₂総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を3%以上改善すること。
- ② 誓約単位年度3年度の間、CO₂排出量を3%以上削減すること。
- ③ 誓約単位年度5年度の間、CO₂排出原単位を5%以上改善すること。
- ④ 誓約単位年度5年度の間、CO₂排出量を5%以上削減すること。

4-25. 誓約の基準年度はいつですか。

【答】

CO₂排出削減に係る基準年度については、原則として平成27年度の排出量のデータを使用してください。ただし、平成27年度の排出量データが算出されていない等により使用できない場合のみ、平成26年度のデータを利用することも可能です。

交付規程第7条(利子補給金の交付方針の決定)

5-1. 申請案件の審査はどのような順番で行いますか。

【答】

融資計画書等の受理順に審査を開始します。なお、受理順としていますが、提出書類の不足や不備等がある場合は他の指定金融機関より先に提出されていても受理をいたしませんので、必ずご提出の前に不足や不備等がないかご確認ください。

また、交付規程で規定された書類に加え、提出書類の一覧表を作成しご提出ください。

<融資計画書 添付書類>

- ① 設備投資事業計画書（交付規程様式第2別紙1）
- ② 利子補給金交付請求予定一覧表（交付規程様式第2別紙2）
- ③ 融資先事業者の会社概要
- ④ CO₂排出原単位又はCO₂排出量の現況（交付規程第4条第3項に規定する誓約達成の基準となる年度のCO₂排出原単位又はCO₂排出量をいう。）及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）
- ⑤ シローンに参加する他の金融機関の一覧（巻末別紙2ご参考）及び当該金融機関において環境配慮型融資を商品化していることを示す書類（パンフレットやHP等のコピーでも可）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、当協会が必要と認める書類
- ⑦ 提出書類の一覧表

5-2. 途中で募集が終了となった場合の審査順はどうなりますか。

【答】

予算の執行状況によっては公募期間中でも募集を終了することがあります。その場合、融資計画書受理済、もしくは事前相談中であっても採択されないことがあります。採択の可否は、融資計画書等の受理順で審査をします。

交付規程第8条(交付申請)

6-1. 交付申請書等の利子補給期間・利子補給金額はどの数字を記載すべきですか。

【答】

利子補給期間は、融資の開始日から平成29年3月10日までとし、利子補給金額は、今年度に単位期間を2回迎える場合は2単位期間の合計、単位期間が1回の場合は当該金額としてください。

6-2. 継続融資のみの場合でも交付申請書の提出は必要ですか。提出期限はいつまでですか。

【答】

必要です。継続融資のみの場合は、交付規程附則第2項に基づき、平成28年6月末までに交付申請書（様式第4-2）及び利子補給金交付請求予定一覧表（様式第4別紙1）をご提出ください。なお、なるべく6月上旬に書類の提出をお願いします。

6-3. 金銭消費貸借契約書に貸付利率を記載する欄がない場合はどうしたらいいですか。

【答】

貸付利率の設定方法が基準金利にスプレッドを加算する形であり、かつ当該スプレッドの記載欄しかない場合などは、金銭消費貸借契約後、適用利率通知書等利率が記載されたものを当協会にご提出ください。

6-4. 金銭消費貸借契約書の貸付利率欄は通常の金利を記載していいですか。

【答】

各金融機関で定められている所定の環境格付評価後の金利を記載してください。

6-5. 誓約書の書式は指定金融機関で作成していいですか。

【答】

指定金融機関の書式で作成してください。ただし、書式において、CO₂排出原単位又はCO₂排出量、事業者単位又は事業所単位のどちらを選択したかが確認できるようにしてください。

6-6. 第2項(4)環境配慮型融資に係る評価結果の概要提出はシローンのアレンジャー行からだけでいいですか。

【答】

当協会への提出はシローンのアレンジャー行からだけで結構です。なお、シローンのアレンジャー行以外の利子補給対象参加金融機関は、各行の定め等に基づいて環境格付評価を行ってください。

交付規程第13条(交付請求)

7-1. 9月10日、3月10日の概算払日が休日の場合はいつ振り込まれますか。

【答】

原則として、行政機関の休日の翌日に払い込むこととしています。

交付規程第14条(払込み)

8-1. 概算払いで当協会が必要であると認める場合とはどのような場合ですか。

【答】

融資先事業者にとって一時的ではあるものの、利子補給金相当分の金利を自己負担するケースが想定されること等から、原則として概算払いによる手続きを行っています。(現行の支払方法は概算払いによるものです)

8-2. 振り込み先の口座を複数指定することはできますか。

【答】

原則として、一指定金融機関一口座になります。なお、ネットバンキングで振り込みをしますので、ネットバンキング対応可能な口座としてください。

交付規程第15条(融資条件等の変更)

9-1. 融資条件等変更承認申請書を提出しなければならないときとはどのようなときですか。

【答】

償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件の他、当協会に提出した書類におけるCO₂排出量の算定の誤りを修正する場合等においても、変更承認申請書をご提出ください。

9-2. 交付方針決定通知後、利子補給額が減額となる変更は認められますか。

【答】

交付申請と融資計画書の内容が著しく異なる場合は、交付決定を行わない可能性があります。融資計画書に記載されている契約日が1ヶ月以上遅くなる場合等は、取り消す場合がありますのでご注意ください。

9-3. 交付方針決定通知後、融資額の変更は認められますか。

【答】

認めていません。当初の融資方針計画書を一旦取下げ、変更後の融資計画書を再ご提出ください。

交付規程第18条(事業状況の報告)

10-1. 協会から事業状況報告書の提出依頼の案内はありますか。

【答】

当協会から依頼文書は送付いたしません。年度を越えての提出はできませんのでご注意ください。

10-2. 毎年度の事業状況報告書提出の際、CO₂排出量削減に係る根拠資料の提出は必要ですか。

【答】

不要です。CO₂排出量削減の誓約が達成され事業効果報告書を提出する際に添付してください。

10-3. 事業効果報告書を提出済(誓約達成済)の場合、以降も事業状況報告書の提出は必要ですか。

【答】

環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱(平成21年3月3日付け環政経発第090303003号)に基づく利子補給金事業以外は必要です。誓約の達成・未達成に関わらず誓約期間中は毎年事業状況報告書をご提出ください。

交付規程第19条(交付決定の取消)

11-1. どのような場合に交付決定が取り消されるのですか。

【答】

交付規程第19条1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消される場合があります。例えば、交付申請書等に虚偽の記載をした場合等が想定されます。

11-2. 「その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更」とはどのような場合ですか。

【答】

具体例としては、融資先事業者の倒産により交付対象融資が継続できなくなった場合などが考えられます。

11-3. 「指定金融機関の責めに帰すべき事情による場合」とはどのようなケースですか。

【答】

第19条第1項(1)～(3)のケースで、いずれかに該当する場合は取り消しを行うことが考えられます。

11-4. 「やむを得ない特段の事情」とはどのようなケースですか。

【答】

具体例としては、天災地変(地震等)などを想定しています。ただし、予見し難い経済情勢の変化(為替、資源価格、景気変動等)によって融資先事業者の事業活動が大きな影響を受けた場合であって、以下の全てを満たす場合は、本事業による事業者又は事業所単位でのCO₂削減効果、及び設備導入による直接的なCO₂削減効果が定量的に認められることから、やむを得ない特段の事情に該当する取り扱いとします。

- ・原単位誓約が未達成であるが、総排出量誓約は達成していること(逆のケースも同様とする)。
- ・中核設備に係るCO₂削減量を定量的に示すことができ、かつ、算定方法が妥当であること。

交付規程第20条(利子補給金の返還)

12-1. 誓約内容の未達成割合に応じて利子補給金の返還を行う場合、その返還金額はどのように算出されますか。

【答】

ご提出いただいた事業効果報告書の内容を当協会が審査した上で、誓約したCO₂排出量削減率（CO₂排出原単位改善率）から、誓約期間中の最も高いCO₂排出量削減率（CO₂排出原単位改善率）を減算して求めた未達成割合に応じて返還金額を算出します。

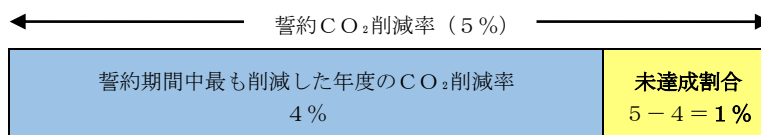
返還金額＝交付済利子補給金額×(未達成割合／誓約CO₂排出量削減率（CO₂排出原単位改善率）)

※ なお、最終的に国庫へ補助金の返納を行うことから、正式に金額が確定するのは、環境省の承認後となります。

《具体例》

「利子補給金額 10,000,000 円」、「誓約内容 CO₂排出量 5 %削減」の場合

<例1> CO₂排出量を 4 %削減した場合

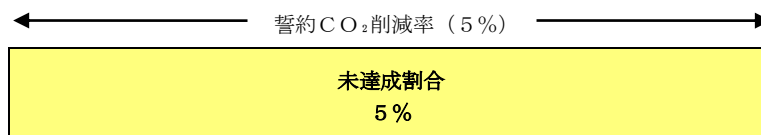


返還金額

$$10,000,000 \text{ 円} \times (\text{未達成割合 } 1\% / \text{誓約CO}_2\text{削減率 } 5\%) = \underline{2,000,000 \text{ 円}}$$

※ 端数切り捨て

<例2> CO₂排出量を全く削減できなかった場合



返還金額

$$10,000,000 \text{ 円} \times (\text{未達成割合 } 5\% / \text{誓約CO}_2\text{削減率 } 5\%) = \underline{10,000,000 \text{ 円}}$$

(全額)

交付規程第21条(利子補給金の経理等)

13-1. 「指定金融機関は、区分した経理・・・その他の関係書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。」とはどのようなことですか。

【答】

当協会が発出した交付決定通知書等のほか、融資先事業者から受領したCO₂排出量の算定に関する資料等についても、誓約に係る期間の終了日の属する年度の次の年度から5年度を経過するまでの間保管してください。

交付規程第22条(調査等)

14-1. 指定金融機関に対する協会の調査等はどうな場合に行われますか。

【答】

例えば、会計検査院等から求めがあった場合に、当協会から指定金融機関に対して、融資先事業者に関する資料等の提出を求める場合があります

その他

15-1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する予定の事業に対する融資案件は、利子補給の対象となりますか。

【答】

利子補給により、融資先事業者におけるCO₂排出量の削減を促進するという観点から、発電した電気をすべて系統に送電する配線にする場合（発電量全量を売電対象とする場合）は利子補給対象外となります。それ以外（余剰売電の場合）は、対象となります。

15-2. 他の補助金との併用は可能ですか。

【答】

本事業においては、CO₂排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、以下の通り、他の補助金との併用は認めておりませんが、他の補助金において、その補助目的や性質上併用を認める制度もありますので、当協会まで個別にご相談ください。

- ・同一設備投資への国の他の補助金との併用は不可（異なる設備投資への、省エネ・CO₂削減目的以外の国の他の補助金の併用は可能）
- ・都道府県、市町村による補助金は併用可（原資が国からの補助金の場合は併用不可）

15-3. グリーン投資減税等との併用はできますか。

【答】

本事業においては、グリーン投資減税や生産性向上設備投資促進税制等、税制措置との併用を排除していませんが、各税制措置において補助事業と併用が可能か否かについては、当該税制措置の所管省庁等にご確認ください。

15-4. 継続案件のみの場合、指定金融機関に応募する必要がありますか。

【答】

応募していただく必要があります。

15-5. 利子補給期間終了後に融資期間の短縮や金利を変動に変更することなどは可能ですか。

【答】

可能です。

15-6. 過去、協会に造成された環境配慮型融資に係る基金、又は環境省が実施していた類似の利子補給事業により利子補給金を受けており、既に誓約を達成している事業者への融資は対象になりますか。

【答】

誓約を達成している場合（効果報告書を当協会へ提出しており承認済の事業者）は対象となります。達成していない場合は対象になりません。

15-7. 事業者が合併やM&A、会社分割、事業再編等を行った場合はどうなりますか。

【答】

基本的には、融資金の返済義務を負う者に、融資計画書の実施責任等が引き継がれており、その状況を指定金融機関が確認できることが必要となりますが、変更承認申請書（交付規程第19条）等の手続きが必要となることが考えられますので、事業再編が行われる可能性が判明した場合には、速やかに当協会にご相談ください。

別紙1

元金償還を1年据え置いた場合の例

<融資条件>

- ・融資金額: 1億円
- ・1回当たりの元金償還金額: 1千万円
- ・利子補給率: 0.666%

例1: 融資の開始の日が平成 27 年 7 月 11 日で、第1回目の単位期間を平成 27 年 9 月 10 日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H27.09.10	H27.07.11~H27.09.10	なし	¥113,128	1億円 × 62 日 ÷ 365 日 × 0.666%
H28.03.10	H27.09.11~H28.03.10	なし	¥332,087	1億円 × 182 日 ÷ 365 日 × 0.666%
H28.09.10	H28.03.11~H28.09.10	あり (H28.07.11 を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円 × 184 日 ÷ 365 日 × 0.666%
H29.03.10	H28.09.11~H29.03.10	あり	¥297,236	9千万円 × 181 日 ÷ 365 日 × 0.666%

例2: 融資の開始の日が平成 27 年 7 月 11 日で、第1回目の単位期間を平成 28 年 3 月 10 日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H28.03.10	H27.07.11~H28.03.10	なし	¥445,216	1億円 × 244 日 ÷ 365 日 × 0.666%
H28.09.10	H28.03.11~H28.09.10	あり (H28.07.11 を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円 × 184 日 ÷ 365 日 × 0.666%
H29.03.10	H28.09.11~H29.03.10	あり	¥297,236	9千万円 × 181 日 ÷ 365 日 × 0.666%

別紙2

シンジケートローンに参加する他の金融機関等の一覧

金融機関名	融資額内訳	環境配慮型融資の 商品名	商品化を示す 資料	任意	
				環境配慮型融資の実績	商品の詳細
〇〇銀行	〇億円	〇〇環境配慮型融資	パンフレット(別添)	開始:〇年度 直近3カ年の実績: ●年度 ●件、●億円 ▲年度 ▲件、▲億円 ■年度 ■件、■億円	スクリーニングシート(別添)を参照
△△銀行	△億円	△△環境格付融資	△△銀行 HP(別添)	開始:△年度 実績無し	行内マニュアル(別添)を参照
□□銀行	□億円	無し	—	—	—

別紙3

交付規程様式第2別紙1「設備投資事業計画書」の資金使途欄に係る別添資料(例)

設備の名称	費用	工事地点	着工	完工
××店舗改修事業 (内訳) ヒートポンプ ■■社製 xx-xx △台	1億円	東京都千代田区 霞が関〇-〇	H26 〇/〇	H27 〇/〇
照明 ■■社製 xx-xx △台 ■■社製 yy-yy ▲台	1億円			
計	5億円			

設備の概要等	
ヒートポンプ (中核設備)	・別紙4を参照。
照明	・低消費電力タイプ(従来型比〇%改善)の照明器具(別添パンフレットを参照)への更新。 ・照度センサー、人感センサーの導入による省エネ化。

別紙4

交付規程様式第2別紙1「設備投資事業計画書」に係る中核設備の詳細な仕様等(例)

分類	名称	型式・型番	メーカー名等	台数	新設／増設／更新の種別	燃料種別
ヒートポンプ (中核設備)	省エネ型空冷式ヒートポンプチラー	EA-P5000	A 電機株式会社	ヒートポンプ5台、および搬送システム一式(冷温水・冷媒用の配管、搬送ポンプ等)	更新	電力
	エネルギー使用原単位(算定根拠)	年間稼働時間／年間稼働率	基準となる設備	想定削減率／エネルギー使用量差	エネルギー種別CO ₂ 排出係数	CO ₂ 削減量
	1.80 kW (定格容量 9.0kW × 平均負荷率 20%)	4,400 時間／年	既設ターボ冷凍機	10 %	0.550 kgCO ₂ /kWh	2.42 tCO ₂ /年

別紙5

CO₂排出量及びCO₂排出原単位分母(原単位で誓約した場合のみ)の現況及びその算出根拠に係る資料

融資計画書の提出時には基準年度の、事業効果報告書提出時には誓約達成年度の下記資料を添付してください。

<CO₂排出原単位で誓約する場合>

		最新のCO ₂ 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じCO ₂ 排出係数を使用する場合(固定を選択)
省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者(事業者単位で誓約する場合) 又は 省エネ法のエネルギー管理指定工場(事業所単位で誓約する場合)	省エネ法の定期報告書と <u>同じ</u> 原単位を使用する場合(※1)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3) ③ CO ₂ 排出量の計算表(※6)
	省エネ法の定期報告書と <u>異なる</u> 原単位を使用する場合	① 表紙 ② 省エネ法の定期報告書の写し ③ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料(※4)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3) ③ CO ₂ 排出量の計算表(※6) ④ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料(※4)
上記以外の事業者又は事業所		① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料(※5) ③ CO ₂ 排出量の計算表(※6) ④ エネルギー使用量の根拠資料(※7)	

<CO₂排出量で誓約する場合>

	最新のCO ₂ 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じCO ₂ 排出係数を使用する場合 (固定を選択)
省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者(事業者単位で誓約する場合) 又は 省エネ法のエネルギー管理指定工場(事業所単位で誓約する場合)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3) ③ CO ₂ 排出量の計算表(※6)
上記以外の事業者又は事業所	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料(※5) ③ CO ₂ 排出量の計算表(※6) ④ エネルギー使用量の根拠資料(※7)	

※1 省エネ法の定期報告書と同じ原単位を使用する場合とは、省エネ法の定期報告書に記載したエネルギー使用量と密接な関係を持つ値と同じ値を、CO₂排出原単位分母として使用する場合を指します。

※2 表紙には、当該資料が誓約単位のCO₂排出原単位又はCO₂排出量に相違がない旨並びに融資先事業者の事業者名及び代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。

※3 省エネ法の定期報告書の写しについては、必ず全ページを添付し、CO₂排出原単位分母(原単位で誓約した場合のみ)及びCO₂排出量の記載箇所がわかるように付箋を付けるなどしてください。

※4 原単位算出分母の算出根拠に係る資料は、原則として法律に基づいて作成した資料とします。(例:売上高の場合は損益計算書など。)

※5 省エネ法の定期報告書に準ずる資料については、以下のツールを利用するなどして作成してください(当協会が作成した書式(指定金融機関に採択後に別途送付)を使用いただくことも可能です。)

・定期報告書作成支援ツール(省エネ法(工場等に係る措置))について

<http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/002/>

・地球温暖化対策の推進に関する法律 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 報告書作成支援ツール

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool/>

※6 CO₂排出量について、エネルギーの種類別のエネルギー使用量及びCO₂排出係数が分かるよう、一覧表にまとめてください(当協会が作成した書式(指定金融機関に採択後に別途送付)を使用いただくことも可能です。)。電力については、電力会社別の電力使用量が分かるようにしてください。なお、最新のCO₂排出係数は環境省のHPの算定方法・排出係数一覧でご確認ください。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

※7 エネルギー使用量の根拠資料とは、電気・ガス等の請求書等とします(ただし、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証を取得している融資先事業者であって、誓約の範囲に多数の店舗・支店等を含み、大量の請求書があるため、その原本の収集が困難である等の合理的な理由があると認められる場合に限り、電気・ガス等の請求書に代えて、当該事業者が作成したエネルギー使用量を管理した帳票を提出することができるものとします。なお、原則として、当該環境マネジメントシステムの認証を取得していない事業者は、本取扱いを認めませんが、実質的な環境マネジメントシステムの有無等を当協会が個別に勘案し、例外的に認める場合※iがあります。)

※i 具体的には、指定金融機関から当協会(誓約達成時は当該年度の執行団体)に「融資先事業者におけるエネルギー使用量の集計に関する文書」(エネルギー使用量の集計手順や集計フロー図等が記載された文書など)が提出され、当協会が融資先事業者に適切なエネルギー使用量集計システムが存在すると認める場合を想定しています。

なお、エネルギー使用量の根拠資料の提出が困難である場合には当協会(誓約達成時は当該年度の執行団体)にご相談ください。例えば、多数の請求書があるなど、添付が困難であると認められる場合には、融資先事業者又は指定金融機関において誓約期間の終了から5年を経過するまでの間、原本又は原本を電子データ(PDF等)化したものを保管し、当協会から求めがあった場合には提出することを条件として交付を決定することがあります。ただし、資料の提出が困難な場合においても、当該資料を基にCO₂排出量を正確に算出しているかを指定金融機関で必ずご確認ください。